

周南市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について

周南市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成21年6月17日 提出

提出者 周南市議会議会運営委員会  
委員長 兼 重 元

周南市議会委員会条例の一部を改正する条例

周南市議会委員会条例(平成15年周南市条例第243号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(常任委員会及び議会運営委員会の委員定数等)

第2条 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管は、次のとおりとする。

(1) 企画総務委員会 12人

企画総務部、財務部、市民生活部、競艇事業部、会計管理者、消防機関、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会及び固定資産評価審査委員会の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属さない事項(予算決算委員会の所管に属する事項を除く。)

(2) 教育福祉委員会 11人

健康福祉部及び教育委員会の所管に属する事項(予算決算委員会の所管に属する事項を除く。)

(3) 環境建設委員会 11人

環境下水道部、産業観光部、都市建設部、中心市街地整備部、水道局及び農業委員会の所管に属する事項(予算決算委員会の所管に属する事項を除く。)

(4) 予算決算委員会 15人

予算及び決算に関する事項

- 2 議員は、前項第1号から第3号までに規定する常任委員会のいずれかの委員になるものとする。
- 3 議会運営委員会の委員の定数は、11人とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年6月24日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に改正前の条例の規定による各常任委員会に付託されている事件は、改正後の条例の規定による各常任委員会のうち、当該事件を所管する常任委員会に付託されたものとみなす。
- 3 この条例の施行の際、現に改正前の条例の規定による各常任委員会における所管事務の閉会中の継続調査事項(以下「継続調査事項」という。)は、改正後の条例の規定による各常任委員会のうち、当該継続調査事項を所管する常任委員会における継続調査事項とみなす。

(任期の特例)

- 4 平成21年6月24日に選任される常任委員及び議会運営委員の任期は、第3条第1項の規定にかかわらず、平成22年6月22日までとする。

( 参 考 )

周南市議会委員会条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第 1 章 総則</p> <p><u>(常任委員会及びその所管並びに議会運営委員会の委員の定数)</u></p> <p><u>第 2 条 常任委員会の名称、委員定数及びその所管は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>企画総務委員会 9 人</u></p> <p><u>企画総務部、財務部、競艇事業部、会計管理者、消防機関、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会及び固定資産評価審査委員会に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属さない事項</u></p> <p>(2) <u>環境教育委員会 9 人</u></p> <p><u>市民生活部、環境下水道部、水道局及び教育委員会の所管に属する事項</u></p> <p>(3) <u>健康福祉委員会 8 人</u></p> <p><u>健康福祉部の所管に属する事項</u></p> <p>(4) <u>建設経済委員会 8 人</u></p> <p><u>産業観光部、都市建設部、中心市街地整備部及び農業委員会の所管に属する事項</u></p> <p>2 <u>議会運営委員会の定数は、11 人とする。</u></p>	<p>第 1 章 総則</p> <p><u>(常任委員会及び議会運営委員会の委員定数等)</u></p> <p><u>第 2 条 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>企画総務委員会 12 人</u></p> <p><u>企画総務部、財務部、市民生活部、競艇事業部、会計管理者、消防機関、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会及び固定資産評価審査委員会の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属さない事項(予算決算委員会の所管に属する事項を除く。)</u></p> <p>(2) <u>教育福祉委員会 11 人</u></p> <p><u>健康福祉部及び教育委員会の所管に属する事項(予算決算委員会の所管に属する事項を除く。)</u></p> <p>(3) <u>環境建設委員会 11 人</u></p> <p><u>環境下水道部、産業観光部、都市建設部、中心市街地整備部、水道局及び農業委員会の所管に属する事項(予算決算委員会の所管に属する事項を除く。)</u></p> <p>(4) <u>予算決算委員会 15 人</u></p> <p><u>予算及び決算に関する事項</u></p> <p>2 <u>議員は、前項第 1 号から第 3 号までに規定する常任委員会のいずれかの委員になるものとする。</u></p> <p>3 <u>議会運営委員会の委員の定数は、11 人とする。</u></p>